

令和7年10月31日

屋外広告物申請手数料の二重徴収について

屋外広告物許可申請手数料の一部に二重徴収がありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

福島市屋外広告物条例に基づき屋外広告物許可申請手数料を徴収しておりますが、このたび、平成30年度から令和7年度において変更許可申請手数料の二重徴収をしていたことが判明しました。

屋外広告物の表示許可期間中における変更許可申請の手数料については、福島県屋外広告物条例に基づき事務処理を行っていた平成29年度までは、広告看板等の変更後の面積の増減を問わず変更後の全体面積で徴収していました。

平成30年度の福島市の中核市移行に伴い制定した福島市屋外広告物条例においては、変更により広告看板等の面積が増えた場合にのみ、増えた部分の面積で手数料を徴収すると規定しましたが、従前の運用のまま増加部分以外についても二重に手数料を徴収していたものです。

2 経過

(1) 9月18日

屋外広告事業者から、変更許可申請において、本市と同じ条例を定めている他自治体が、同様のケースで手数料を徴収していないにもかかわらず福島市が徴収していることについて、別途要綱等を定めて徴収しているのか問合せがあり、二重徴収をしていたことが判明。

(2) 10月15日から10月31日

令和2年度から令和7年度分当該者80名へ謝罪のうえ内容を説明。
平成30年度、令和元年度分についての変更申請の確認を依頼。

(3) 11月4日から

令和2年度から令和7年度分について返還手続きを実施。
平成30年度、令和元年度分については、内容が確認でき次第返還手続きを実施。

3 二重徴収額の状況

令和7年度	32件	192,850円
令和6年度	58件	401,850円
令和5年度	38件	179,150円
令和4年度	61件	421,150円
令和3年度	40件	182,650円
令和2年度	51件	233,350円

※平成30年度、令和元年度分については、文書保存期限が過ぎ申請書類が廃棄処分され申請状況が確認できないため、申請者から変更申請の有無及び内容を確認し返還手続きを行う。

4 原因

担当者の条例等の認識・確認不足、また、決裁過程での係長や課長の確認が不十分によるもの。

5 再発防止策

料金算定時のチェックリストを作成し、課内で確認しながら事務処理を行とともに、事務マニュアルを改定し誤りを防止する。

担当:都市計画課 景観係

課長 齋藤、係長 佐々木

電話 024-573-4979(直通)